

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

平成 26 年

東久留米市

目 次

第1章 計画策定の概要	
1 計画策定の背景及び趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状	
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
3 ニーズ調査の結果	
第3章 基本事項	
1 サービス見込み量の算出方法	
2 教育・保育提供区域の設定	
3 幼児期の学校教育・保育	
4 地域子ども・子育て支援事業	
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第4章 その他の事項	
1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携	
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 子ども・子育てをめぐる動きについて

【記述の例】

東久留米市では、核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。こうした状況を反映して、保育需要も増加するとともに、子育て支援に対する市民のさまざまな要望が寄せられています。また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民の人間関係の希薄化などにより、相談相手に恵まれず、子育てに不安を抱く保護者も多いと考えられます。

(2) 国の動向

【記述の例】

国では、子育て支援のための基本的方向と施策を盛り込んだ「今後の子育てのための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の公表以来、子育て支援に取り組んできました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を策定し、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する施策を進めています。

(3) 東久留米市の次世代育成支援

【記述の例】

東久留米市においても、平成17年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画(前期)」を、平成22年3月には「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定して、市民の子育て支援に取り組んできました。

(4) 子ども・子育て支援法

【記述の例】

平成24年、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て3法」が制定されました。この法律では、新たな子育て支援の仕組みを「子ども・子育て支援新制度」として

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大と確保、教育・保育の質の改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

を図ることとしています。また、これらを実現するために、国・都道府県・市町村がそれぞれに「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

(5) 計画策定の趣旨

【記述の例】

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、これらの施策を受け、子ども・子育て支援の取組を一層促進するために策定するものです。この計画で、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

【記述の例】

「東久留米市子ども・子育て支援計画」は、子ども子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

子ども・子育て支援法の「基本理念」(第 2 条)と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定」(第 61 条)を根拠に、「市町村等における合議制の機関」(第 77 条第 1 項)として設置した「東久留米市子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取して策定しました。

(2) 関連計画との関係

【記述の例】

この計画は、「東久留米市長期総合計画」、「東久留米市地域福祉計画」、「東久留米市障害者計画」、「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」、「わくわく健康プラン東くるめ」などの諸計画との整合を図ります。

3 計画の期間

【記述の例】

この計画は、平成 27 年度(2015 年度)を初年度とし、平成 31 年度(2019 年度)までの 5 年間を計画期間とします。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東久留米市次世代育成 支援行動計画(後期)				東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

【記述の例】

この計画の策定に当たり、子育て中の意見やニーズと的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

① 就学前児童調査

対象：市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者2,000人（無作為抽出）

方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成25年10月18日から11月5日まで

有効回収率：44.8%

② 就学児童調査

対象：市立小学校2年生の子どもを持つ保護者848人（悉皆）

方法：学校配布・学校回収によるアンケート調査

調査期間：平成25年10月18日から10月29日まで

有効回収率：77.2%

これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

【記述の例】

本計画の策定に当たり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づいた機関であり、東久留米市子ども・子育て会議条例を根拠としています。

委員の構成は、

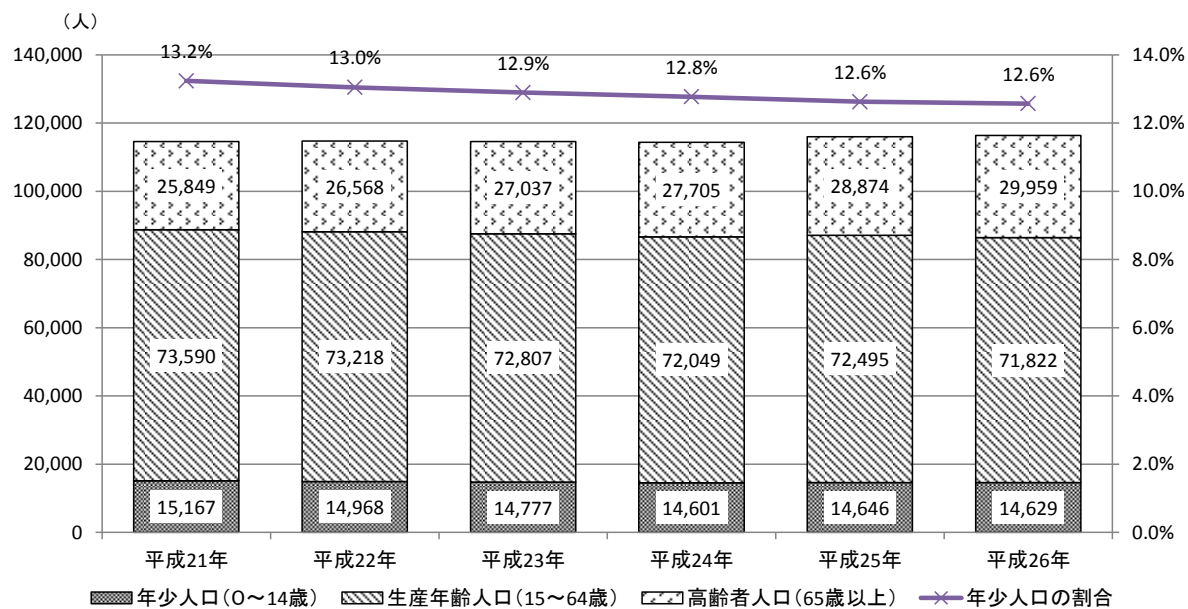
- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員
- (5) 公募による市民

となっています。

第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状

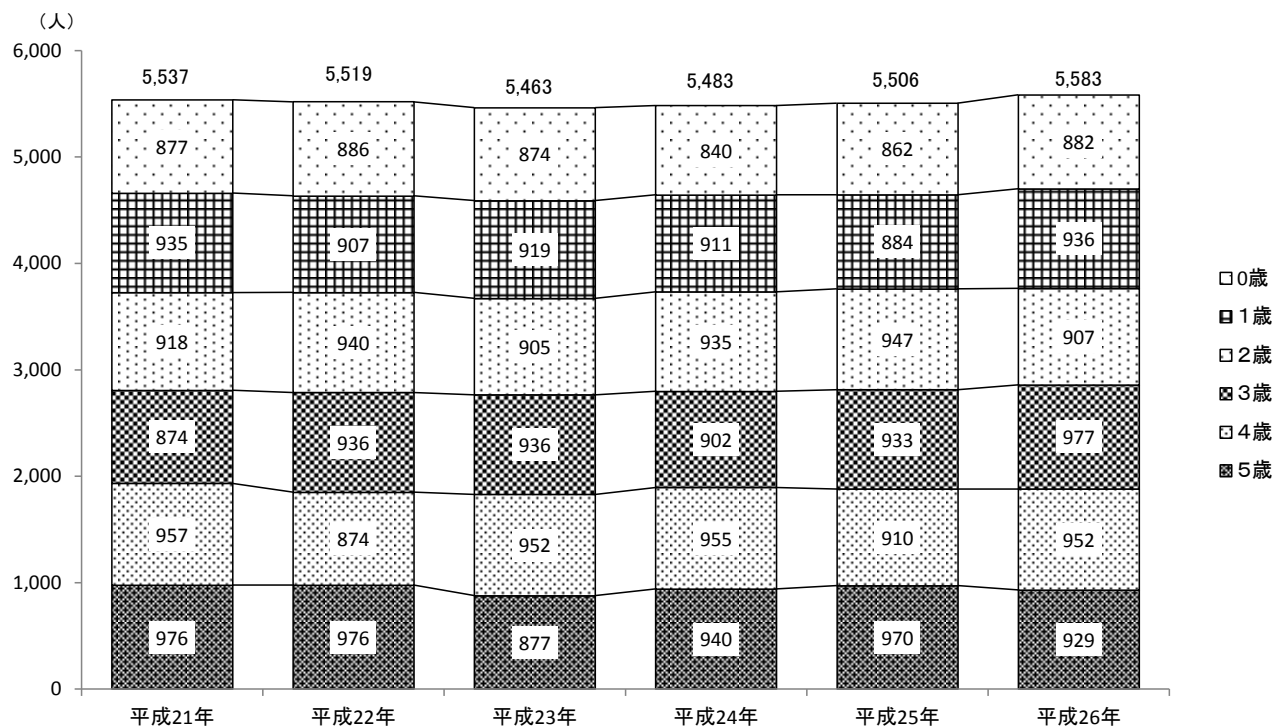
1 人口と出生の現状

①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



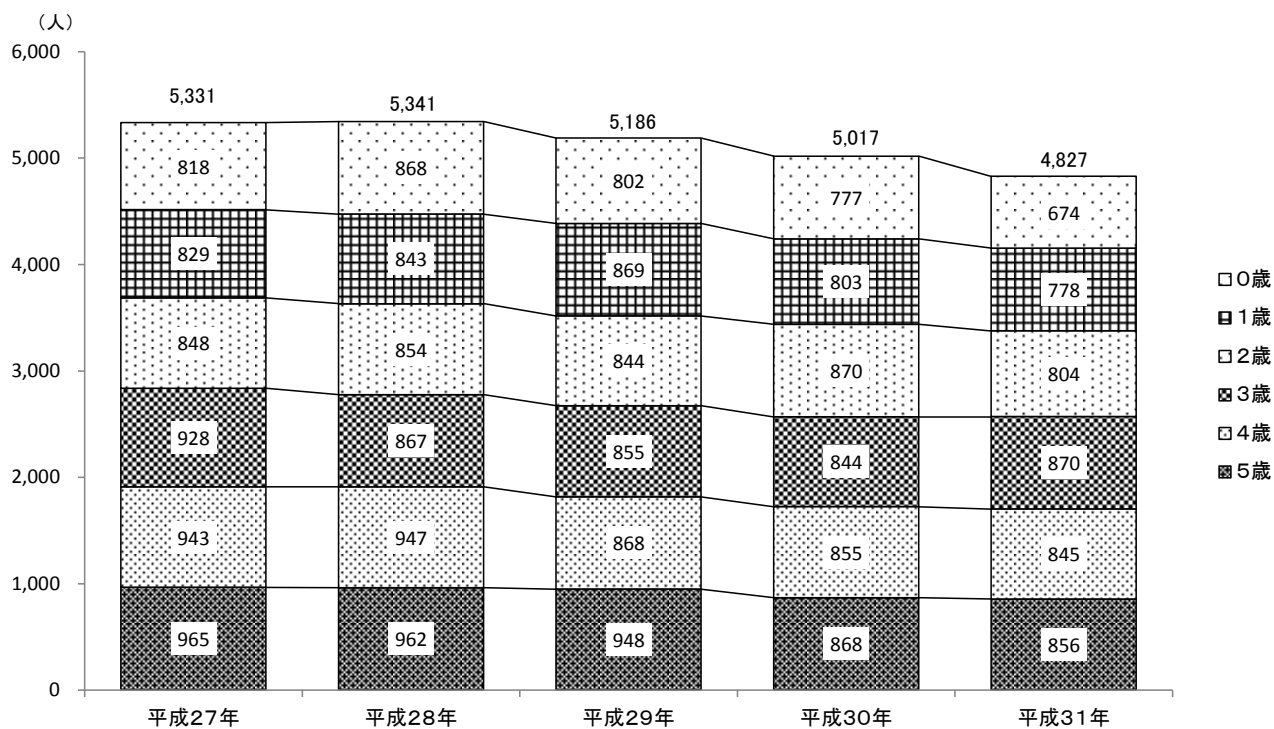
【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

②就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

③就学前人口の推計



【推計】国立人口問題研究所の数値を参考に子育て支援課が推計

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立	施設数					
	定員					
	入所児童数					
私立	施設数					
	定員					
	入所児童数					
合計	施設数					
	定員					
	入所児童数					

※各年 4 月 1 日現在

②認証保育所の定員・利用者数・施設数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数					
定員					
入所児童数					

※各年 4 月 1 日現在

③家庭的保育事業（家庭福祉員）の定員・利用者数・施設数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数					
定員					
入所児童数					

※各年 4 月 1 日現在

④幼稚園の定員・利用者数・施設数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数					
定員					
入所児童数					

※各年 5 月 1 日現在

3 ニーズ調査の結果

「子どもを見てもらえる親族・知人の有無」

「気軽に相談できる人の有無」

「保護者の就労状況」

「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」

「小学校就学後の放課後の過ごし方」

などの調査結果を掲載します。

第3章 基本事項

1 サービス見込み量の算出方法

【記述の例】

子ども・子育て支援法において、市区町村は国が示す基本指針に則して5年を1期とする市区町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。そのため、市区町村では教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用を把握するとともに、保護者に対する調査を行い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し・具体的な目標設定を行うこととなります。

平成25年に実施した子育て支援等に関するアンケート調査の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月・厚生労働省）に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

2 教育・保育提供区域の設定

【記述の例】

教育・保育の提供区域は、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」を除き、東久留米市全域を一つの提供区域とします。

「放課後児童健全育成事業(学童保育)」に関しては、各小学校区を提供区域とします。

3 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

【記述の例】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市内に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（家庭福祉員）、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の認定区分を設定します。

【保育の必要性の認定区分】

3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳 保育の必要あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

【記述の例】

(1)の「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

単位:人

年 度		平成27年度				平成28年度			
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
		3～5歳	3～5歳		0～2歳	3～5歳	3～5歳		0～2歳
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	
①量の見込み		1,425	265	1,202	998	1,396	260	1,425	265
②確保 方 策	特定教育・保育施設(※1)								
	新制度に移行しない幼稚園								
	特定地域型保育事業(※2)								
	認可外保育所(※3)								
②－①									

年 度		平成29年度				平成30年度			
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
		3～5歳	3～5歳		0～2歳	3～5歳	3～5歳		0～2歳
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	
①量の見込み		1,347	250	1,141	1,011	1,297	240	1,102	972
②確保 方 策	特定教育・保育施設(※1)								
	新制度に移行しない幼稚園								
	特定地域型保育事業(※2)								
	認可外保育所(※3)								
②－①									

年 度		平成31年度			
		1号	2号		3号
		3～5歳	3～5歳		0～2歳
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	
①量の見込み		1,299	241	1,104	916
②確保 方 策	特定教育・保育施設(※1)				
	新制度に移行しない幼稚園				
	特定地域型保育事業(※2)				
	認可外保育所(※3)				
②－①					

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた施設
- ※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
- ※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（定期利用保育・認証保育所）

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

【事業内容】

=====

【今後の方向性】

=====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	か所					
②確保方策	か所					
②ー①	か所					

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

=====

【現在の実施状況】

=====

【今後の方向性】

=====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	1,018	1,020	990	958	922
②確保方策	人					
②ー①	人					

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

====

【現在の実施状況】

====

【今後の方向性】

====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	291	292	283	274	264
②確保方策	人日					
②－①	人日					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

====

【現在の実施状況】

==

【今後の方向性】

====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人					
②訪問数	件数					
訪問率（②／①）	%					
確保方策						

(5) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業内容】

=====

【現在の実施状況】

=====

【今後の方向性】

=====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ訪問件数)	件数					
確保方策	実施体制： 実施機関：					

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

=====

【現在の実施状況】

=====

【今後の方向性】

=====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	45, 844	47, 130	46, 211	45, 107	41, 452
②確保方策	か所					

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業内容】

=====

【現在の実施状況】

=====

【今後の方向性】

=====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	882	885	876	848	815
②確保方策	人日					
②－①	人日					

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

=====

【現在の実施状況】

=====

【今後の方向性】

=====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	4,947	5,044	5,044	5,044	4,992
②確保方策	人日					
②－①	人日					

(9) 一時預かり事業

①預かり保育

【事業内容】

=====

【現在の実施状況】

=====

【今後の方向性】

=====

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定	人日					
	2号認定	人日					
②確保方策		人日					
②－①		人日					

② 一時保育（①以外）

【事業内容】

====

【現在の実施状況】

====

【今後の方向性】

====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日					
②確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日				
	ファミリー・サポ- ト・センター事業 (就学前児童)	人日				
②ー①	人日					

（１０）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）

【事業内容】

====

【現在の実施状況】

====

【今後の方向性】

====

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (受診券配布件数)	件数					
②１人あたりの 健診回数	回					
総健診回数（②×③）	回					
確保方策						

(1 1) 放課後児童健全育成事業 (学童保育)

【事業内容】

=====

【現在の実施状況 (市内全域)】

=====

【今後の方向性】

=====

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一小地区	①量の見込み	人	88	98	97	96	94
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第二小地区	①量の見込み	人	101	103	103	108	106
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第三小地区	①量の見込み	人	93	99	95	98	96
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第五小地区	①量の見込み	人	105	113	120	122	120
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第六小地区	①量の見込み	人	66	71	73	73	71
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第七小地区	①量の見込み	人	112	108	109	111	108
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第九小地区	①量の見込み	人	108	112	115	121	118
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第十小地区	①量の見込み	人	76	70	69	63	61
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小山小地区	①量の見込み	人	67	65	63	66	64
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
神宝小地区	①量の見込み	人	53	49	48	47	46
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南町小地区	①量の見込み	人	86	86	80	82	80
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
本村小地区	①量の見込み	人	51	48	46	46	44
	②確保方策	人					
	②－①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
下里小地区	①量の見込み	人	30	30	31	30	29
	②確保方策	人					
	②－①	人					

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載します。

第4章 その他の事項

- 1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

=====

- 2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携

=====

- 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

=====

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

【記述の例】

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

【記述の例】

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。